平成四年切第二〇七五号、平成五年切第二二二五号

公式陳謝等請求事件

被 原

告 告

国

面

平

成六年九月二二日

被

告

指

定

代

理

人

野

本

昌

第

七

準

備

書

朴

ほ

か

七 六

名

夫 城

宮

崎

芳

井

上

邦

京都地方裁判所第一民事部 御中

竹 望 斎 近 西 野 竹 阿 塚 髙 田 林 月 藤 藤 村 中 多 本 橋 村 経 文 備 清 成 博 麻 伊 宏 厚 治 明 敬 典 平

たこ

とは

認め

るが、

その

余

は不知。

被告は、 従前認否を留保した請求原因の一部につき、 本準備書面におい

判 所の 理 解 に資するために、 以下のとお り認 否する。

- 裁 求 原 因 第 一の二の7に ついて 伞 成四年切第二〇七五号事
- (\cdot) (\cdot) 及び日は認め る。

請

の

- \Box 社 が 口のうち、 浮島丸の船 昭 和二五年 体 の後半 部を引き揚げ、 (一九五〇年) 三月以降、 その中の一〇三柱の遺骨を回 飯野 サルベ I ジ 株式会 収
- \equiv 遺 次 骨 (四) が の引揚げ作業を行い、そのとき引き揚げられた船体前半部から多数 のうち、 引 き揚 げ 昭和二九年 5 れたことは 九五 認 一める。 四年)一 月以降、 飯 野 重工 業が 船 体 の第 の
- **(23)** 昭 和三三年(一九五八年) 田のうち、 遺骨が昭和三〇年(一九五五年)一月二一日呉地方復員部、 に厚 生省引揚援 一護局に移され、 昭 和 四六年

の 余は不知。

昭和四六年(一九七一年)一一月及び同四九年(一九七四年)

在遺骨が

祐天寺に保管されていること

九七一年)に東京都目黒区所在の祐天寺に預託されたことは認めるが、そ

は 二月に遺骨を返還したこと及び現 灼のうち、

(H)

認 な お、 め る。 昭

その 結果、 現在、 祐天寺に預託されている遺骨は二八〇柱である。

和五一年(一九七六年)一〇月にもさらに遺骨を返還してお

2